'74 6
No. 25
昭和49年6月1日発行
発行 横越村役場

広報よこごし

～おもな内容～

1.小規模住宅地の負担の軽減（P1）
2.消費生活改善推進員に佐久間さん（P2）
3.教育委員長に田中隆氏（P2）
4.木津二本木地区で広域防除（P3）
5.49年度特別会計予算（P3）
6.レベルの高い本村の俳句（P4）
7.横越時間をなくするには（P4）

固定資産税
小規模住宅地の負担の軽減
地方税の改正

昭和四十八年度の改正では宅地等（農地を除いたもの）について住宅用地と非住宅用地とに区分し、税負担の軽減と住宅政策に資す目的でしたが、昭和四十九年度は、さらに住宅用地について小規模住宅用地を区分し、税負担の軽減を図るとともに、個人の非住宅用地については税負担の緩和を図るため改正されました。これによると、住宅用地の計算および税額の計算等は次のようになります。

◇宅地等の固定資産税の計算

(1)小規模住宅用地（二百平方㍍までの住宅用地）に係る昭和四十九年度、および昭和五十年度の固定資産税の額は、評価額の四分の一を課税標準として計算しますが、四分の一の額が昭和四十八年度の課税標準の額を超えるときは、昭和四十八年度の課税標準の額で算定した税額になります。

(2)住宅用地については、昭和四十九年度および昭和五十年度の固定資産税の額は、評価額の二分の一の額を課税標準として税額計算します。ただし、負担調整措置で計算した課税標準額が評価額の二分の一に達しない場合は昭和四十九年度は評価額の百分の三十の額になります。

(3)個人の非住宅用地の昭和四十九年度および昭和五十年度の固定資産税の額は、前年度の課税標準となる額の一・五倍を超えるときは、前年度の一・五倍の額によって算定した税額とします。

ただし、一・五倍の額と評価額の割合が昭和四十九年度にあっては百分の三十未満であるときは百分の三十とし、昭和五十年度にあっては百分の六十未満であるときは百分の六十になります。

◇住宅用地と小規模住宅用地並びに非住宅用地の区分

1.敷地の面積が家屋の延床面積の10倍以下のとき

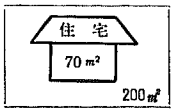

（例）
土地　面積200㎡
家屋…延床面積70㎡
住宅用地は…200㎡
小規模住宅用地は200㎡までであるので、この場合全部小規模住宅用地。

2.敷地面積が家屋の延面積の10倍を超えるとき

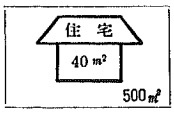

土地…面積500㎡
家屋…延床面積40㎡
住宅用地…40㎡×10倍＝400㎡
非住宅用地…500㎡－400㎡＝100㎡
住宅用地400㎡のうち200㎡が小規模住宅用地

3.用途の異なる数棟の家屋の敷地となっているとき。

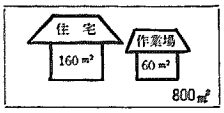

土地…面積800㎡
住宅…延床面積160㎡
非住宅（作業場）…60㎡
2棟の家屋の建床面積の合計
160㎡＋60㎡＝220㎡
それぞれの家屋の敷地
住家の分 800㎡×160/220＝582㎡（住宅用地）
作業場の分800㎡×60/220＝218㎡（非住宅用地）
住宅用地582㎡のうち200㎡が小規模住宅用地

横丁話

木々の青葉が日に照りはえて青い空に輝く季節となりました。横越村も若葉が茂り、田植えも終って緑に覆われてきました。

緑の美しさ特に若い葉が出てか暫らくの間のいわゆる病黄色とでもいうか阿賀の河原に五位鷺が繁殖する頃、こうもりの木などのその色が阿賀の清流に浮ぶ風景は例えようもない美しさを感じます。

私どもの生活環境から緑を失ったら砂漠のような味気ないものになるでしょう。「一樹なき団地に高し鯉のぼり」（句集樹響から）乾いたうるおいのない風景です。

緑の国勢調査、自然環境調査第一次分が新聞に出ていました。それによると新潟県は東北地方の各県と共に自然の状態が残っている比率が高く東京などと比較して自然破壊が進んでいない緑豊かな県になっています。水田が最も多く森林などそれに次ぎ、植物のない市街地造成地などが少ないとのことです。

横越村は水田、畑が多く都市に較べたら緑濃い樹林の多く残存するところでしょう。然し昔あった鎮守の森がなくなり、家屋の改造とともに大木が切り倒され、はさ木の数も少なくなって昔遊んだ懐かしい森や林などが、少なくなっていくことは残り惜しい気がします。横越村でも「村の木」が制定され「松、欅、つばき（さざんか）、つつじ（さつき）、もみじ」などが指定されたことはご存知の通りです。

村では、新築、出産、結婚の記念に村の木を植栽しています。やがてその木々は成長して横越村の緑を増すことになるでしょう。木が繁茂すれば鳥たちも多く数を増すでしょう。緑を増すためには時間が必要です。私どもの子孫のためにも、自然を保全するとともに更に緑豊かな環境をつくるために努力していきたいものです。（岡中）